

山梨県公報

第千六百十七号

平成十七年

十一月十日

木曜日

目次

告示

道路の区域変更(五件)……………七六一

道路の供用開始……………七六一

公告

落札者等の決定について……………七六一

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………七六三

争議行為予告通知の受理……………七六四

開発行為に関する工事の完了について(二件)……………七六四

教育委員会

山梨県公立高等学校及び山梨県立特殊教育諸学校入学者募集定員……………七六五

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則……………七六九

公安委員会

一般競争入札について……………七六九

告示

山梨県告示第五百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年十二月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十日

山梨県知事 山本 栄彦

一 道路の種類 県道

二 路線名 甲府玉穂中道線

三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
---	---	------	-------------	----------

中巨摩郡玉穂町大字成鳥字町東一七四二番の三地先から
中巨摩郡玉穂町大字成鳥字町東一四九六番の二地先まで

新	旧
六・八 二一・五	五・九 九・九
一一三三・二	一一三三・二

山梨県告示第五百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年十二月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十日

山梨県知事 山本 栄彦

一 道路の種類 県道

二 路線名 萑崎櫛形豊富線

三 道路の区域

中巨摩郡田富町大字西花輪字阿原前一七一
一番の四地先から
中巨摩郡田富町大字西花輪字阿原前一七一
六番の二地先まで

新	旧
一一・〇 一八・六	七・〇 八・五
一一三三・〇	一一三三・〇

山梨県告示第五百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年十二月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十日

山梨県知事 山本 栄彦

一 道路の種類 県道

二 路線名 南アルプス甲斐線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
南アルプス市大字鏡中条字八幡四五六二番の七地先から 南アルプス市大字下今井字坂上一〇三七番の二地先まで	一三・〇	一三・〇 一三・〇 二九・三	一四五・〇

山梨県告示第五百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年十二月一日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年十一月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 甲斐芦安線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
南アルプス市大字芦安芦倉字下新倉五四番地先から 南アルプス市大字芦安芦倉字ジャレ一〇九番の二地先まで	六・二丁 二〇・〇	六・二丁 二六・八 二六・八	六三四・五 六五三・五 六三四・五 六五三・五

山梨県告示第五百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局和建设部において、この告示の日から平成十七年十二月一日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年十一月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 一四〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
東八代郡中道町大字下首根字堰向一三三八番の二地先から 東八代郡中道町大字下首根字堰向一四四五番の二地先まで	一一・四 四三・六	一一・四 二二・四 二二・四	四三・六 四三・六

山梨県告示第五百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局和建设部において、この告示の日から平成十七年十二月一日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年十一月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路 線 名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府笛吹線	笛吹市大字石和町小石和字神明 一七八番地先から 笛吹市大字石和町小石和字神明 三七七番地先まで	一一四・三	平成十七年 十一月十五 日

公 告

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十

五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十七年十一月十日

山梨県知事 山本 栄彦

一 随意契約に係る借入物品の名称及び数量
電子申告システム用サーバ機器等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県総務部税務課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日
平成十七年九月十五日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所
エヌ・ティ・ティ・リース株式会社横浜支店 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二十三番二号

五 随意契約に係る契約金額
四千八百八十二万五千円

六 契約の相手方を決定した手続
随意契約

七 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令第六十七條の二第一項第六号に該当

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十八年三月十日まで縦覧に供する。

平成十七年十一月十日

山梨県知事 山本 栄彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
ユニ一株式会社 代表取締役 佐々木孝治	愛知県稲沢市天池五反田町一番地

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アピタ石和店
所在地 笛吹市石和町窪中島字新開町百五十四番外
- 2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所	株式会社ホットランド 代表取締役 佐瀬守男	群馬県桐生市市広沢町四丁目二千四百三十番地
	株式会社ワールド 代表取締役 寺井秀蔵	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八番一
	株式会社ファイブフォックス 代表取締役 上田稔夫	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目六十番二号
	株式会社ライトオン 代表取締役 藤原政博	茨城県つくば市新井三十七番地一
	株式会社ひらおか 代表取締役 平岡正吾	静岡県静岡市春日二丁目十一番十号
	有限会社焼津谷島屋 代表取締役 中野弘道	静岡県焼津市栄町四丁目二番四号
	株式会社東京デリカ 代表取締役 木山茂年	東京都葛飾区新小岩一丁目四十八番十四号
	株式会社パレモ 代表取締役 中本敏幸	愛知県稲沢市天池五反田町一番地
	株式会社アカシヤ 代表取締役 河野義政	甲府市中央四丁目四番一十六号
	株式会社さが美 代表取締役 二谷貴夫	山梨県横浜市港南区下永谷六丁目二番十一号
	株式会社シーズブランング 代表取締役 関好邦	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目四十一番十四号
	株式会社メガネスーパー	神奈川県小田原市本町四丁

代表取締役	田中由子	目二番三号
役員	ユニ株式会社 佐々木孝治	愛知県稲沢市天池五反田町一番地

3 変更の年月日
平成十七年九月八日
三 届出年月日
平成十七年十月二十八日

● 争議行為予告通知の受理

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山梨民主医療機関労働組合執行委員長田野口博幸から次のとおり争議行為を行う旨平成十七年十月三十一日付けで通知があった。

平成十七年十一月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 事件

次の要求事項解決のため

- 1 賃金引上げ・改善の早期確定。査定減額反対。企業内最賃の引き上げと協定締結。
- 2 労基法違反一掃、不払い時間外労働賃金改善。職場要求に基づく大幅増員の実現。
- 3 病棟ごとの必要人員を明記した「三人以上・月六日以内」夜勤協定締結。
- 4 増員・時短・連休を原則とする完全週休二日制の即時実施。母性保護諸権利の拡充。
- 5 人減らし「合理化」業務委託反対、医療業務の直営原則厳守。

二 日時

平成十七年十一月十日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。

三 場所

甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院
 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院
 南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院
 笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立診療所
 笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立歯科診療所
 北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 武川診療所

北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 武川歯科診療所
 甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター
 甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所
 甲府市丸の内二丁目九番二十八号 甲府駅前共立診療所
 南巨摩郡増穂町長沢二百二十五番地の四 まずほ共立診療所
 甲府市丸の内二丁目八番十一号 甲府共立在宅介護支援センター
 甲府市丸の内二丁目八番十一号 訪問看護ステーションすずかけ
 南アルプス市桃園三百七十七番地の二 訪問看護ステーションあらぐさ
 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地の二十四 東八訪問看護ステーションほほえみ
 甲斐市富竹新田二百三番地の一 メゾン・ド・ヒロセー〇三三 訪問看護ステーションやすらぎ
 笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂・八代訪問看護ステーション
 北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 かいこま訪問看護ステーション
 南巨摩郡増穂町長沢二百二十五番地の四 訪問看護ステーションふじかわ
 甲府市若松町六丁目三十五番地 共立介護福祉センターわかまつ
 以上の病院、診療所等を取りまく地域と病院、診療所等の構内及び全職場、または一部職場。

四 概要

三に掲げる場所において、全体的あるいは部分的に連続、断続を含む全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単独又は併用して行う。

ただし、救急患者及び重症患者の為の保安要員については、必要に応じて配置する。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十七年十一月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 笛吹市石和町川中島字宮ノ東二五の区域
 - 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 東京都国分寺市東恋ヶ窪四丁目二番二号 社会福祉法人浴光会 理事長 高木智匡
- 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に
関する工事は、完了した。

平成十七年十一月十日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

上野原市上野原字後山八一五四の五四の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上野原市上野原二十六番地 株式会社角屋ハウジング 代表取締役 秦吉之介

教育委員会

● 山梨県公立高等学校及び山梨県立特殊教育諸学校入学者募集定員

平成十八年度山梨県公立高等学校及び山梨県立特殊教育諸学校の入学者募集定員を次のとおり定める。

平成十七年十一月十日

山梨県教育委員会

委員長 内藤 いづみ

平成十八年度山梨県公立高等学校等入学者募集定員
（全日制課程）

学区名	学校名	学科（コース）名	定員	計
日野春	北杜	普通科	内 一四 外 六	（三） 一一〇
		総合学	科 一四〇	
全県	北杜	理数科	（一） 三〇	（一） 三〇
		総合学	科 一四〇	
全県	北杜	総合学	科 一四〇	（四） 一四〇
		普通科	内 二三八 外 二二	
全県	北杜	文理科	（一） 四〇	（一） 四〇
		電子機械・電気・		

全県	農林	甲府										全県						
		計	甲府昭和	甲府東	甲府南	甲府第一	甲府第一	甲府西	甲府南	甲府西	甲府第一							
造園緑地科	環境土木科	森林科学科	システム園芸科	建築科	土木科	電子科	電気科	機械科	総合学	普通科	理数科	英語科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	情報技術・環境化学・理工学・システム工学
（一）	（一）	（一）	（一）	（一）	（一）	（一）	（二）	（二）	（七）	（七）	（一）	（一）	（一）	（六）	（六）	（六）	（六）	（六）
三〇	三〇	三〇	三〇	四〇	四〇	四〇	八〇	八〇	二八〇	二八〇	四〇	四〇	五〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	一八〇
	（五）				（七）				（七）	（七）	（一）	（一）	（二五）	（六）	（七）	（六）	（六）	（六）
	一五〇				二八〇				二八〇	二八〇	四〇	四〇	一、〇〇〇	二四〇	二八〇	二四〇	二四〇	一八〇

	全 県	身 延	全 県						全 県	市 川	全 県	小 笠 原				
	身 延	身 延	峡 南						市 川	市 川	増 穂 商 業	計	白 根	巨 摩		
	理 数	普 通 科	情 報 ビ ジ ネ ス 科	土 木 科	イ ン テ リ ア コ ー ス	建 築 コ ー ス	建 築 イ ン テ リ ア 科	電 子 機 械 科	英 語 科	普 通 科	情 報 処 理 科	商 業 科	普 通 科	う ち 国 際 文 理 コ ー ス	普 通 科	食 品 科 学 科
内	科	外	内							外	内		外	内		
一 二 四	(一) 三〇	六	(一) 三〇	(一) 三〇	一 五	一 五	(一) 三〇	(一) 三〇	(一) 四〇	六	一 二 四	(一) 六〇	(一) 二 四	(六) 二 四〇 「一」 「四〇」	(六) 二 四〇 「一」 「四〇」	(一) 三〇
	(一) 三〇	(三) 一 二〇	(一) 三〇	(三) 九〇				(一) 四〇	(三) 一 二〇	(四) 一 三〇	(二) 四 八〇	(六) 二 四〇	(六) 二 四〇			

全 県	上 野 原	全 県	全 県	全 県	東 山 梨			全 県						全 県	石 和				
上 野 原	上 野 原	都 留	塩 山	日 川	計	塩 山	山 梨	山 梨 園 芸						石 和	石 和				
理 数	普 通 科	普 通 科	国 際 経 済 科	情 報 シ ス テ ム 科	商 業 科	普 通 科	普 通 科	う ち 英 語 総 合 コ ー ス	普 通 科	う ち 英 語 総 合 コ ー ス	食 品 化 学 科	農 業 土 木 科	園 芸 経 済 コ ー ス	生 物 工 学 コ ー ス	園 芸 科	園 芸 科	国 際 教 養 科	普 通 科	
科	外	内	科	科	科	外	内	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	外	
(一) 三〇	八	一 五 二	(七) 二 八〇	(一) 三〇	(一) 三〇	一 九	三 六 一	「一」 「三〇」	(五) 一 九〇	「一」 「三〇」	(一) 三〇	(一) 三〇	一 五	一 五	(一) 三〇	(一) 三〇	(一) 三 五	六	
(一) 三〇	(四) 一 六〇	(七) 二 八〇	(三) 九〇		(七) 二 八〇	(一) 〇	三 八 〇	(五) 一 九〇	(五) 一 九〇	(四) 一 二〇						(一) 三 五	(三) 一 二〇		

全 県	全 県	全 県	全 県	全 県	吉 田	全 県	都 留	全 県						
大月短期大 学附属	甲府商業	富士北稜	吉 田	計	富士河口湖 吉 田	桂	桂	谷村工業						
商 業 科	普 通 科	情 報 処 理 科	国 際 科	商 業 科	総 合 学 科	理 数 科	普 通 科	文 理 科	建 設 科	デ ザ イン コ ー ス	環 境 化 学 コ ー ス	化 学 ・ デ ザ イン 科	電 子 情 報 科	機 械 シ ス テ ム 科
(二) 七〇	(二) 八〇	(三) 一〇五	(一) 三五	(四) 一四〇	(七) 二八〇	(一) 四〇	(一) 三〇	(一) 三〇	(一) 三〇	(一) 一五	(一) 一五	(一) 三五	(一) 三〇	(一) 三〇
(二) 七〇	(二) 八〇	(八) 二八〇	(七) 二八〇	(一) 四〇	(一四) 五六〇	(七) 二八〇	(七) 二八〇	(一) 三〇	(五) 二〇〇	(四) 一一五	(四) 一一五	(四) 一一五	(四) 一一五	(四) 一一五

全 県	甲 府 工 業	普 通 科	定 員	計
合 計			(一九〇) 七、一四〇	(一九〇) 七、一四〇

全 日 制 合 計	(一九〇) 七、一八〇
-----------------------	----------------

学 校 名	学 科 名	定 員	計
甲 府 工 業	普 通 科	四〇	四〇

(注) 一 普通科の「内」は学区内、「外」は学区外を示す。
 二 定員欄及び計欄の()は、学級数を示す。
 三 定員欄の「一」は、普通科のコースの学級数及び定員であり、当該普通科の募集定員の内数である。
 四 葎崎工業は、全科を一括して募集する。
 五 「全国募集」は、山梨県以外の都道府県からの募集を示す。
 (定時制課程)

学 校 名	学 科 名	定 員	計
葎 崎	普 通 科	(一) 四〇	(一) 四〇
甲 府 工 業	機 械 科	(一) 四〇	(一) 四〇
	電 気 科	(一) 四〇	(一) 四〇
	建 築 科	(一) 四〇	(一) 四〇
巨 摩	普 通 科	(一) 四〇	(一) 四〇
山 梨	普 通 科	(一) 四〇	(一) 四〇
都 留	普 通 科	(一) 四〇	(一) 四〇

定 時 制 合 計	ひばりが丘		中 央				谷 村 工 業
	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
	普通科	情報経理科	普通科	情報経理科	普通科	情報経理科	普通科
	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
	三〇	三〇	三〇	四〇	四〇	六〇	四〇
	(三) 九〇		(五) 一八〇				(一) 四〇
	(一六) 五九〇						

(注) 定員欄及び計欄の()は、学級数を示す。
(通信制課程)

学 校 名	学 科 名	定 員	計
中 央	普 通 科	一〇〇	二〇〇
	衛 生 看 護 科	一〇〇	

(専攻科)

学 校 名	学 科 名	定 員	計
甲 府 工 業	建 築 科	(一) 三〇	(一) 三〇

(注) 定員欄及び計欄の()は、学級数を示す。
(特殊教育諸学校)

学 校 名	部	学 科 名	定 員
幼 稚 部			若 干 名

か え で 養 護	ふ じ ざ く ら 養 護	や ま び こ 養 護	わ か ば 養 護	あ け ぼ の 養 護	甲 府 養 護	ろ う	盲
高 等 部	高 等 部	高 等 部	高 等 部	高 等 部	高 等 部	高 等 部 幼 稚 部	高 等 部
普 通 科 (重 複 障 害)							
若 干 名							

山梨県教育委員会規則第二十六号

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年十一月十日

山梨県教育委員会

委員長 内 藤 いづみ

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則

山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表山梨県立塩山高等学校の項中「山梨県塩山市三日市場四四〇番地の一」を「山梨県甲州市塩山三日市場四四〇番地の一」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十七年十一月十日

山梨県警察本部長 田 中 法 昌

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量
通信指令システム 一式

2 借入物品等の仕様等

3 入札説明書で定める内容等であること。

4 借入期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

5 借入場所

山梨県警察本部長が指定する場所

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者

であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十七年山梨県告示第九十七号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

3 納入する借入物品等に係るアフターサービスを山梨県警察本部長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

4 この公告に示した借入物品等を確実に納入できると山梨県警察本部長が判断した者であること。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番 一号 山梨県警察本部生活安全部地域課庶務運用係担当 電話〇五五 二三五 二二二

2 入札説明書の交付方法

平成十七年十一月十七日から平成十七年十二月二日までの間の山梨県の休日（定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までの間を除く。）の間に、三の1の交付場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成十七年十二月二十日午後一時三十分 山梨県庁第二南別館二〇三会議室

4 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成十七年十二月十九日午後四時までに山梨県警察本部生活安全部地域課庶務運用係担当（郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必ず着すること。

5 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法

この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めたと入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

- 1 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 2 入札保証金
免除
 - 3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 入札者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を三の1の場合に平成十七年十一月十七日から同年十二月六日までの間の県の休日を除く毎日、午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までの間を除く。）に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
 - 5 契約書作成の要否
要
 - 6 その他
詳細は、入札説明書にみる。
- Summary
- 1 Nature and quantity of the products to be procured
Management System for Communications Command Center, 1 Set
 - 2 Date and time for tender
1:30PM December 20,2005
 - 3 Bureau in charge
Community Police Affairs Division, Community Safety Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi
Yamanashi-ken 400-8586 Japan TEL 055-235-2121